

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成30年3月1日（木）午前9時30分～午前10時50分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 16名

| | | |
|----------|--------|---|
| 1番 | 岸野 敏夫 | 出 |
| 2番 | 高槻 祥治 | 出 |
| 3番 | 鳥越 幸男 | 出 |
| 4番 | 渡邊 卓司 | 出 |
| 5番 | 片山 悦志 | 出 |
| 6番 | 小野 孝一郎 | 出 |
| 7番 | 平井 康夫 | 出 |
| 8番 | 平井 忠行 | 出 |
| 9番 | 高月 周次郎 | 出 |
| 矢掛地区推進委員 | 林 義夫 | 出 |
| 美川地区推進委員 | 谷許 和昭 | 出 |
| 三谷地区推進委員 | 藤原 邦夫 | 出 |
| 山田地区推進委員 | 原野 尚徳 | 出 |
| 川面地区推進委員 | 鳥越 哲夫 | 出 |
| 中川地区推進委員 | 石井 博 | 出 |
| 小田地区推進委員 | 田邊 登 | 出 |

4. 議案日程

- (1) 議案第54号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第55号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (3) 議案第56号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (4) 議案第57号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (5) 議案第58号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

- (6) 議案第59号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」の決定について
- (7) 議案第60号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の決定について

5. 会議の内容

別紙のとおり

| | |
|-----------------|---|
| 議 長 | <p>それでは、ただ今から平成29年度第13回農業委員会総会を開催します。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は7番 平井康夫委員さんと、8番 平井忠行委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第54号から議案第60号の7議案です。</p> |
| 議 長 | <p>議案第54号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>以上4件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。</p> |
| 議 長 7番委員 | <p>事案番号20番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲受人と譲渡人はご兄弟です。譲渡理由は贈与です。とても熱心に耕作をされています。いのししの被害の多い土地ですが、対策をされて耕作に専念されています。</p> |
| 議 長 | <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号20番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号20番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| 議 長 3番委員 | <p>事案番号21番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲受人の要望により譲渡されます。この後の議案にも出てきますが、この土地は、もとは995平方メートルの1筆でしたものを2筆に分筆したものです。</p> <p>その内の1筆を譲受人が農地として譲受け、もう1筆を自己住宅に転用します。譲受人はお父様と一緒に耕作されるそうです。適正に管理していただければと思いますので、問題はありません。</p> |

| | |
|------------------|--|
| 議 長 | <p>地元委員さんから意見がありました。が、事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| 議 長 2 番委員 | <p>事案番号 <u>22</u> 番につきましては、石井推進委員さんの自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第 31 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 10 条の<u>議事参与の制限</u>に該当しますので、この議案の審議が終了するまで石井委員さんの退席をお願いします。(石井委員 退室)</p> <p>地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>この土地の周囲は田んぼです。現況は保全管理の状態です。譲渡人からご近所の譲受人にお話があったそうです。今すぐに耕作は難しいかもしれませんが、譲受人もがんばってみようとおっしゃっていましたので、問題はありません。</p> |
| 議 長 | <p>地元委員さんから意見がありました。が、事案番号 <u>22</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>22</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> <p>(石井委員 入室)</p> |
| 議 長 6 番委員 | <p>事案番号 <u>23</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は町外にお住まいで、なかなか耕作に通えない為、譲り渡されます。譲受人は会社員の方で、この度初めて農業をされますので、営農計画書を提出していただいています。機械などは、購入される予定と聞いています。所有権移転につきましては、問題はないと思います。</p> |
| 議 長 | <p>地元委員さんから意見がありました。が、事案番号 <u>23</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| | |
|--------------|--|
| | 異議がございませんので、事案番号 <u>23</u> 番につきましては、許可と決定いたします。 |
| 議長 | 議案第 <u>55</u> 号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;">以上1件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</div> |
| 議長 | 事務局の説明が終わりました。 |
| 議長 | 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。 |
| 美川地区 推進委員 | この土地は保全管理の状態です。譲受人は、先ほどの所有権移転の事案番号23番の方です。農地を取得する為には、1反以上農地を持っていないとなりませんので、こちらで足りない面積分を借りることになったようです。 |
| 1番委員 | 作物は何を作られる予定ですか。 |
| 事務局 | キュウリ、なす、トマト、すいかななどの露地野菜です。 |
| 1番委員 | はい、わかりました。 荒らさないように作っていただきたいですね。 |
| 議長 | 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。 |
| 議長 | 議案第 <u>56</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>4</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事案番号 21 番は、井原線小田駅から 300 m 以内にあるため、第 3 種農地としています。</p> <p>それ以外の農地区分については、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div> |
| <p>議長</p> | <p>事務局の説明が終わりました。</p> |
| <p>議長</p> <p>三谷地区 推進委員</p> | <p>事案番号 <u>18</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>既存の車庫を倒した後、この土地に申請人である娘さんが自己住宅 1 棟、車庫 1 棟を建てられます。</p> <p>申請人の親の家に隣接して建てますので、問題はないと思います。既存の車庫についての始末書を添付していただいています。</p> |
| <p>議長</p> | <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>18</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>18</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| <p>議長</p> <p>8 番委員</p> | <p>事案番号 <u>19</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> <p>この土地は山の中にあり、現在耕作はされていません。申請人所有の畑に太陽光発電装置を設置するということです。周囲の畑への影響はないと思います。</p> |
| <p>議長</p> | <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>19</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>19</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>議 長</p> | <p>事案番号 <u>20</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。</p> <p>先月の墓地に転用する事案と関連事案です。この土地の200平方メートルを転用する案件です。先日現地確認に行きました。現在、排水路を作っておられます。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>20</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>20</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> <p>6 番委員</p> <p>議 長</p> | <p>事案番号 <u>21</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。</p> <p>既に物置が建っています。この土地の端に果樹を植えられています。2、3年前に埋めたてたそうですので、始末書を提出していただいています。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>21</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>21</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>以上 <u>4</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>議案第 <u>57</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>3</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> | <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">農地区分については、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div> <p>事務局の説明が終わりました。</p> |

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p> | <p>事案番号 <u>36</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。</p> <p>この土地は去年4月、今回の譲受人の夫名義で申請をされ、許可されております。税金等の関係で、去年4月の許可を取り止めて、新たに譲受人を譲渡人の娘さんに変更し申請されます。取止書も提出していただいております。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>36</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>36</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> <p>3 番委員</p> <p>議 長</p> | <p>事案番号 <u>37</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。</p> <p>譲受人はご家族7人で住んでおられます。お子さんの成長に伴い住宅が狭くなり、古くなったので譲渡人の農地を居宅に転用されます。排水、日照等周辺の土地には影響はありませんので、問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>37</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>37</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> <p>2 番委員</p> <p>議 長</p> | <p>事案番号 <u>38</u> 番につきまして、地元委員さんの意見を申し上げます。</p> <p>区画は48区画です。 あちこちばらばらにある墓地をこちらに移すという計画です。 問題はないと思います。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>38</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>異議がございませんので、事案番号 <u>38</u> 番つきましては、許可と決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p>以上 <u>3</u> 件について、許可処分を行うことを議決します。</p> |
| 議 長 事 務 局 | <p>議案第 <u>58</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 125）（案）の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">議案第58号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。</p> <p style="color: red;">農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>（計画の内容について説明）</p> |
| 議 長 | <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>農用地利用集積計画（No. 125）（案）につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p> |
| 1 番 委 員 | <p>1番目です。中間管理機構をとおして、認定農業者の方が耕作される予定です。この方は、現在6ヘクタールほどされています。</p> |
| 3 番 委 員 | <p>2番と3番です。耕作者については、適正に管理して耕作していただけたらと思います。この土地の近辺の所有者さんで今後様子を見て、預けてもよいと言われる方もたくさんいらっしゃいます。</p> |
| 2 番 委 員 | <p>4番から9番、10番と11番です。</p> <p>それぞれ耕作者の方は、しっかり耕作されておる方達ですので、問題はないと思います。</p> |
| 6 番 委 員 | <p>12番から14番です。耕作者は野菜を耕作されます。</p> |
| 議 長 | <p>地元委員さんから意見がありましたが、農用地利用集積計画（No. 125）（案）につきまして、他にご意見はございませんか。</p> |

| | |
|---------|--|
| 議 長 | <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、議案第58号について、計画書どおり決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p>議案第 <u>59</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」の決定について</p> <p>議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>本件は、農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき作成した農業委員会の1年間の活動計画について、点検・評価を行い、その結果をHPに公表し地域の農業者等の意見を求めるための(案)を審議するものです。</p> <p>今回審議していただき決定した内容は、矢掛町ホームページに30日間公表し、地域の農業者等の意見を踏まえて修正した後、再度審議していただく予定です。</p> <p>では、内容について説明させていただきます。</p> <p>(議案朗読説明)</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」につきまして、ご意見はありませんか。</p> |
| 8 番 委 員 | <p>H29年度、町外の企業が矢掛町で水稻をされるということは、ありましたか。</p> |
| 事 務 局 | <p>新規はありません。</p> |
| 8 番 委 員 | <p>はい、わかりました。</p> |
| 議 長 | <p>他に、ご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>意義がございませんので、点検・評価(案)のとおり、作成することを議決します。</p> <p>今後、ホームページ等を活用し点検・評価(案)を公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を30日間募集します。寄せられた意見及び要望等を踏まえ、補正の上、点検・評価を決定し、ホームページ等で公表することとします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| 議 長 | <p>議案第 <u>60</u> 号 農業委員会の適正な事務実施に基づく「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の決定について</p> <p>議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>本件は、議案第59号と同様に農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき作成する来年度の計画です。</p> <p>それでは、内容について説明させていただきます。</p> <p>(議案朗読説明)</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」の決定につきまして、ご意見はありませんか。</p> |
| 中川地区 推進委員 | <p>数字をみると、毎年10haほどの農地が、農地ではなくなっているという事ですか。</p> |
| 事 務 局 | <p>非農地判定での非農地が大半ですが、今後、非農地の割合は減少すると思いますので、10haという数字も変わってはくると思います。</p> |
| 中川地区 推進委員 | <p>はい、わかりました。</p> |
| 議 長 | <p>他に意見はございませんか。</p> |
| 議 長 | <p>(異議なし)</p> <p>意義がございませんので、活動計画(案)のとおり、作成することを議決します。今後、ホームページ等を活用し活動計画(案)を公表し、地域の農業者等から意見及び要望等を30日間募集します。寄せられた意見及び要望等を踏まえ、補正の上、活動計画を決定し、ホームページ等で公表することとします。農業委員会は、決定した活動計画に基づいて活動を行うこととします。</p> |
| 議 長 | <p>次に、報告事項について確認します。</p> |
| 議 長 | <p>施行規則該当転用届について</p> <p>地元委員さんの確認報告をお願いします。</p> |

| | |
|--------------|--|
| 川面地区 推進委員 | 家の前の土地です。田んぼに農業用倉庫を建てます。周辺の土地に影響はないと思います。 |
| 議 長 | 農地改良届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。 |
| 2 番委員 | 田んぼの一部を畑に改良します。 |
| 議 長 | 利用目的の変更届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。 |
| 川面地区 推進委員 | こちらの田んぼを耕作される方が、申請人のご家族にも周りの方にもいらっしゃらなくなったそうです。ご自身も高齢で耕作が困難な為、果樹を植えて畑にされました。 |
| 議 長 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。 |
| 川面地区 推進委員 | 1 番は、借受人が認定農業者を辞められ、大規模な耕作をされないという事で解約されます。次に耕作される方は、決まっています。 |
| 6 番委員 | 2 番は、次に耕作される方が決まっており、合意解約です。 |
| 議 長 | 許可の取り止めについて 先ほどの事案の中ででましたので、省略します。 |
| 議 長 | 以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。 |